

自筆遺言作成おまかせプラン

～作って安心・聞いて納得・預けて安心の総合対応～



令和2年7月10日から自筆遺言の運用が変わります！
残す家族を守る為にあなたの言葉（遺言書）を残しましょう。

自筆証書遺言の作り方

- 1、知っておきたい遺言の知識
- 2、知っておきたい自筆証書遺言の知識
- 3、5段階式で自筆証書遺言の作り方を教えます
- 4、改正相続法に対応した自筆証書遺言のポイントをアドバイス

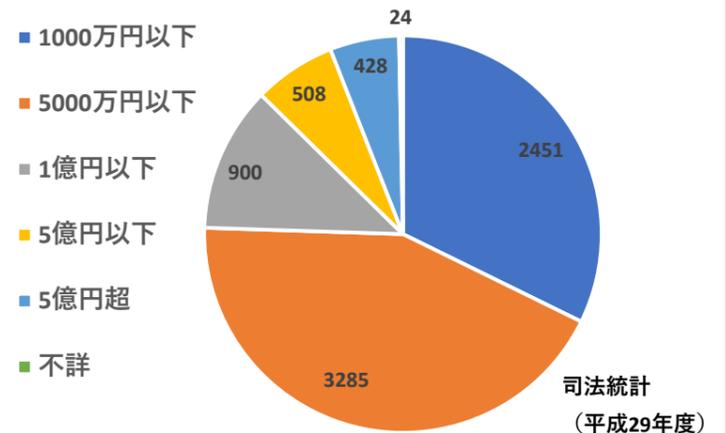
料金 3万円～

法律家相談と
作成キット付き

自筆遺言があっても家庭裁判所で争うケース

- 1、様式違反（自筆遺言には書き方があります）
- 2、遺言能力が無い（認知症など脳障害があった場合）
- 3、偽造された遺言書（本人自筆でないもの）
- 4、遺留分減殺請求（保証された財産を侵害した場合）

資産価格別調停件数



A.I.グローバル・グループは年間約300件以上の遺産整理業務、200件以上の遺言作成業務など相続業務の件数において業界トップクラスの相談を受けております。またグループ内に弁護士、司法書士、行政書士、税理士を抱えているので多方面で相続に関する的確なアドバイスが可能です。

A.I.Global
For Customer

～ A.I.グローバルで作る自筆遺言作成おまかせプランとは ～

- 1、自筆遺言作成キットの郵送と内容をお読みください。
 - 2、親族関係図・相続ノートの作成をお手伝いします。
 - 3、遺言書内容（案）の作成/法律家チェック。
 - 4、作成キットを使って遺言書を自筆で書いてもらいます。
 - 5、法務局の遺言書保管制度を利用しましょう。
- ※5段階式のいずれも弊社法律家を無料で利用可能です。



裏面もご確認ください



A.I.Global
For Customer

【自筆遺言作成キット/内容】

- 1.遺言書基礎知識ガイド
- 2.遺言書の書き方ガイド
- 3.遺言書清書用の便せん
- 4.内封筒
- 5.外封筒

【自筆遺言保管制度】

- 1.封のない遺言書
 - 2.申請書
 - 3.添付資料
 - 4.保管申請料
- 手数料：3,900円（1件）

作成依頼から完成まで概ね1ヶ月前後かかります

法律の専門家が非対面方式で貴方の自筆遺言書作成をサポートします。



手順①



配偶者に全て財産を残したい。親族関係が煩雑なので遺産整理がもめそう。基本は財産を平等にしたいが特定の子供に財産を渡したいなど自身の財産の行方を考えている方！まずは弊社にお電話或いはFAXで相談ください。

手順②



連絡を頂き、自筆遺言が必要と判断してお客様自身もキット郵送に同意を頂いた場合は弊社より作成キットを送ります。内容を確認しながら必要な書類（財産目録、関係図、相続ノート）の準備をしてください

手順③



出来上がった書類（関係図、相続ノート）をもとに遺言内容の確認、書類の添削をさせていただきます。※この際に法律専門家が内容に応じたポイント説明をします。

手順④⑤



自筆遺言作成キットの中に便せんと内封筒・外封筒が入ってます。作成した自筆遺言をその中に入れて完成させましょう。
※保管制度を使う場合は申請書と遺言書を法務局に出す必要があります。



～ 自筆証書遺言作成のオプション料金 ～

戸籍収集

報酬費用 2万円

保管申請代行

報酬費用 1万円

自社保管代行

報酬費用 2万円

下記の申し込み枠（お名前、住所、連絡先、個別相談有無）を書いてFAXください

申し込み・お問合せ

| お名前 | ご住所 | 連絡先 | 個別相談 |
|-----|-----|-----|-------|
| | | | 必要・不要 |



① FAXのかたは 03-3253-0611 ② お電話の方は 03-5577-3126事務局の三塚・及川まで

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目28番地 フォーラス神田4階

司法書士法人A.I.グローバル / 行政書士法人A.I.グローバル / 株式会社A.I.グローバル